

市町村名	鏡野町
担当部署	まちづくり課
連絡先	0868-54-2982
移住サイト 又はHP	https://www.town.kagamino.lg.jp/?p=80355

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間	1日:1,000円
起業	起業支援事業補助金	町内に事業所を設置して起業する経費を補助する。 ○対象者 町内に住所を有する者、または起業等の前日までに町内に住所を有する者で、申請日に20歳以上の者。	補助対象経費50万円以上。補助対象経費の2分の1(上限100万円)
起業	鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金	町内の空き等を有効活用して企業の事務所を町内に誘致し、働く場の確保及び新たな人の交流を生むことで地域の活性化を図るため、空き家を活用して事業所等を設置するものに対して補助金を交付する。 ○対象者 ・空き家を購入・賃借して事業所を開設する法人事業者(県外に本店をおく) ・空き家を購入・賃借して事業所を開設する個人事業主(県外からの移住者)	補助対象経費の1/2 上限額100万円
就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。(3年間で100万円) ○対象者 申請年度当初において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
住宅	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材・県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、町内に木造住宅を建設する場合に補助金を交付する。 ○対象者 町産材・県産材を一定材積以上使用し、町内に自ら居住するために1戸建て木造住宅(台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅)を新築・増築する建築主	最大 200万円 (基本額30万円+条件により加算)
住宅	鏡野町定住促進空き家改修補助金	本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。 空き家の改修費用に対して補助金を交付する。 ○対象者(①～③のいずれかに該当する者) ①空き家を購入・賃借して1年を満たさない者 ②空き家を購入・賃借して1年を満たさない移住者(※移住者:転入後3年以内) ③第3者に賃貸するために空き家を購入して1年を満たさない者	①/③の場合 補助対象経費の1/2(上限額 50万円) ②の場合 補助対象経費の2/3(上限額 100万円)
住宅	鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	町内の建築業者を活用した既存住宅の維持・機能向上改修を補助する。 ○対象者 町内に住民登録等があり、町税等の滞納がない者。自己が居住する住宅を20万円以上で改修する工事が対象。	補助対象経費20万円以上。補助対象経費の5分の1(上限20万円)
子育て	子ども医療費給付	子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。 ○対象者(次の全てに該当) ・鏡野町に住所を有し、出生から高校卒業(満18歳に達した日以降の3月31日)までの者 ・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者	○対象医療費 保険診療での医療費の自己負担額を全額助成 ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベット代)、くすりの容器代等は対象となりません。
子育て	育児用品助成事業	保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。 ○おむつ購入費等助成 ・対象者 鏡野町内に住所を有する乳幼児(0～2歳未満)の保護者 ・助成対象費 おむつ等の購入又はレンタルに要した費用 ○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り) ※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること	○おむつ購入費等助成 ・乳幼児のおむつ等の購入費、又はレンタル費用 ・乳幼児1人につき、月額4千円まで ・出生日の翌月から2歳になる月の末日までの購入費、又はレンタル費用が対象 ○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り)
子育て	チャイルドシート着用推進補助金	チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。 ○対象者 ・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者 ※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること	・購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)

子育て	高校生等通学助成金支給事業	支給対象者 ・通学助成金の支給の対象者は、鏡野町に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条又は同法第125条第2項に規定する学校に在籍し、次のア～エに該当する者で当該申請年度末の年齢が20歳を越えていない者とする。 ア 高等学校（通信制は除く。） イ 特別支援学校（高等部に限る。） ウ 高等専門学校（第3学年までの座席者に限る。） エ 専修学校（高等課程に限る。）	【助成額】 ※①～③は、助成額の上限2万2千円/月 ①バスまたは公共交通機関・・・1箇月当たりの定期券購入費－5千円 ②富－勝山間乗合タクシー回数券・・・購入費 ③下宿等・・・寮費、賃借料－5千円 ④その他通学方法（自宅から高等学校等までの距離が15km以上）・・・3千円
子育て	鏡野町新卒者等ふさと就職奨励金事業	中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。 ○ 対象者 ①新規学卒等就職者 （ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者） ②Uターン就職者 （ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有） ○ 条件 ①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者 ②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者 ③町税等の滞納がない者 ④過去に奨励金の交付を受けていない者 ⑤就職の日から継続して6か月以上就労した者 ※就職とは ①法人又は個人事業所に就職すること ②農林水産業に従事すること ③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること	1人 10万円
その他	鏡野町移住支援金	岡山県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から本町に移住した者であって、中小企業等への就職又は起業をした者に対し支援金を交付する。 ○就業 ・就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること ○起業 ・本町に転入後1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること	○単身 60万円 ○二人以上の世帯 100万円 （18歳未満の者一人につき100万円加算）
その他	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。 ○ 対象者（次の全てに該当する者） ・鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること ・家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること ・生ごみからできた堆肥を自家処理できること ・町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること ○ 助成対象機器 ・生ごみ処理機 電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機（ただし、ディスポーザー式は除く） ※ディスポーザー式とは、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプです。 ・生ごみ処理容器 庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器	○生ごみ処理機 1世帯1基 購入金額の3分の2 （限度額60,000円） ○生ごみ処理容器 1世帯2個まで 購入金額の3分の2 （限度額6,000円／個）